

東屋の使用について

1. 使用期間

令和6年4月22日（月）～令和6年10月31日（木）

2. 使用時間

11:00～21:00まで

《授業時間帯は、騒音をたてないこと》

3. 利用手順

- ① 下記 HP から東屋使用許可願及び東屋使用者名簿をダウンロードし、必要事項記入後、学生支援課学生支援係へ使用日の3平日前までにメールにて提出する
※申請は本学教職員が行うこと。学生のみで使用する場合は、研究指導担当教員・サークル顧問教員等が申し込みを行うこと。

(https://www.otaru-uc.ac.jp/student/circle_system/)

- ② 学生支援課学生支援係より許可書を受領する
- ③ 使用日当日に、合宿研修施設付設の調理場・専用トイレの鍵を「学生寮管理人」から受け取り、使用する（受領した許可書を管理人へ提示すること）

4. 注意事項

- (1) 炭、鉄板、網等は、各自で用意し、使用後は持ち帰ること
- (2) 合宿研修施設付設の調理場を汚さないこと
- (3) 火気の取扱いには、十分注意すること
- (4) 地域住民の迷惑になる行為（音響器機の使用、大声で騒ぐ等）は慎むこと
- (5) 学内（教室等）に持ち込んでの飲食等は、行わないこと
- (6) 残炭は、東屋前の消し炭入れに入れること
- (7) 残炭に水をかけて、消火しないこと（耐火レンガが破損）
- (8) 使用後は、必ず「学生寮管理人」に連絡し、鍵を返却すること
- (9) 生ゴミ等、すべてのゴミは分別し、体育館横のゴミステーションに投棄すること（土・日・祝日は3号館横ゴミステーションに投棄すること）
- (10) アルコールの持ち込み及び飲酒は絶対に行わないこと
- (11) 上記事項に反した場合は、以後の使用を認めないので、留意すること

【本件担当】

学生支援課学生支援係

Tel:0134-27-5245

E-mail : g-shien@office.otaru-uc.ac.jp